

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

周南市長 藤井 律子

市町村名 (市町村コード)	周南市 (352152)
地域名 (地域内農業集落名)	長穂 (筋地上、筋地下、檜沢、別分、西山、木津、門前、下利、宮ノ原、市、合下、熊ノ尾、山手)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は、認定農業者を中心に、水稻・麦・大豆の輪作栽培や露地野菜に取り組んでおり、法人が4経営体、個人が3経営体が営農している。
- ・ほ場整備は、地域のほとんどの農地で実施済みか施工中であり、整備に併せ、認定農業者へ農地が集積できているが、山間の集落は農地の高低差が大きく、畦畔の除草管理が負担となっている。
- ・集落営農法人では構成員の高齢化や後継者不在により、次の世代の構成員の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地バンクへの貸し付けによる認定農業者への集積・集約化を進めていき、各農業者が水稻・麦・大豆の栽培体系や露地野菜に引き続き取り組んでいく。
- ・市をはじめ関係機関と連携し、集落営農法人の新たな構成員の確保・育成に努める。
- ・農業用施設の維持・管理は、多面的機能支払交付金を活用しながら、集落の共同作業により実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	144.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の合意により、ほ場整備済みの農地を中心に、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、その他の農地は、今後保全管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地バンクへの貸し付けによる認定農業者への集積・集約化を引き続き進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクへの貸し付けによる認定農業者への集積・集約化を引き続き進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・一部ほ場で平成28年～令和8年の工期でほ場整備を実施中である。 ・整備済みのほ場では、既存の水路や畦畔等、農業用施設の改良や補修を、多面的機能直接支払交付金などを活用しながら計画的に実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や法人経営体等の多様な経営体と、集落営農法人の構成員の確保を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・一部の集落ではドローンによる防除作業を民間事業者に委託しており、引き続き活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②農地を集積して有機JAS認証の露地野菜生産に取り組む法人経営体があり、環境保全型農業直接支払交付金を活用して取り組みを継続する。